

最高裁総訟第 640 号

令和 6 年 12 月 24 日

各法廷首席書記官 殿

訟廷首席書記官 殿

最高裁判所大法廷首席書記官

「事件記録等の保存、送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票
の備付け、保存、廃棄等について」の一部改正について
(指示)

平成 25 年 7 月 26 日付け最高裁訟第 415 号大法廷首席書記官指示「事件記録
等の保存、送付及び廃棄並びに事件関係帳簿諸票の備付け、保存、廃棄等について」
の一部を下記のように改正します。

記

1 別表第 1 中

「

(期日簿等)

20	民事期日簿	法 延	3 年	0 4
----	-------	-----	-----	-----

」

を

「

20	(削除)			0 4
----	------	--	--	-----

」

に改める。

2 別表第 2 中

「

(期日簿等)

65	刑事期日簿	法 延	3 年	0 4
----	-------	-----	-----	-----

」

を

「

65	(削除)			04
----	------	--	--	----

」

に改める。

3 別紙様式04を次のように改める。

様式04 削除

付 記

1 実施

この指示は、令和7年1月1日から実施する。

2 経過措置

この指示の実施の際、保存されている民事期日簿及び刑事期日簿の保存期間は、なお従前の例による。